

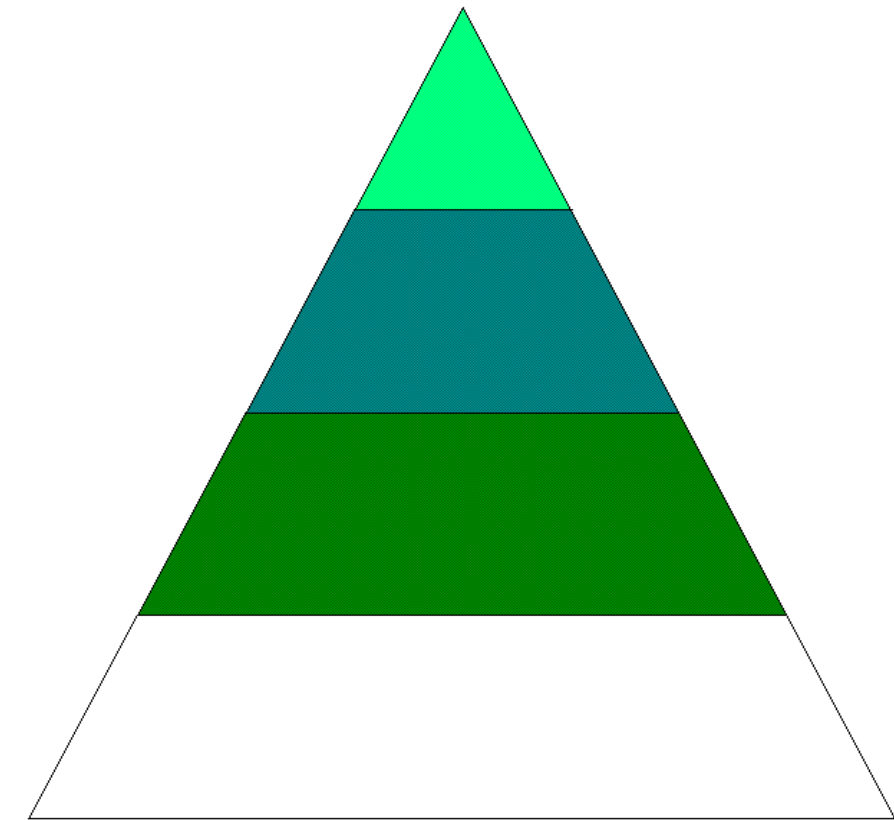
＜積立共済年金制度の概要＞

	税 制 適 格 コ ー ス	自 由 選 択 コ ー ス																
目 的	加入者が在籍中に拠出型企業年金保険による積み立て払い込みを行い、退職（脱退）時に年金等を選択することにより、公的年金制度を補完し加入者の退職（脱退）後の福祉の充実向上に資することを目的とする。																	
給付の種類	年金・一時金（受給要件等はパンフレットをご確認ください）。 ① 加入期間を満了し、満 55 歳以上で退職（脱退）のとき…年金又は一時金のいずれかを選択 ② コース解約・満 55 歳未満の退職（脱退）・満 55 歳以上で加入期間 10 年未満のとき…一時金での受け取り	年金・一時金・終身保険・医療保険（受給要件等はパンフレットをご確認ください）。 ① 加入期間を満了し、満 55 歳以上で退職（脱退）のとき…年金、一時金、終身保険（※）、医療保険のいずれか又は複数を選択（※終身保険コースは、現在、新規のお取り扱いを停止しています。今後お取り扱いを再開する場合、私学共済ホームページ等でお知らせします。） ② コース解約・満 55 歳未満の退職（脱退）・満 55 歳以上で加入期間 2 年未満のとき…一時金での受け取り																
税務のお取り扱い	個人年金保険料控除の対象	一般の生命保険料控除の対象																
申込期間および加入（変更）日	年 2 回 前期申込期間：6 月 1 日～6 月 3 0 日 加入（変更）日：1 0 月 1 日 後期申込期間：1 1 月 1 日～1 1 月 3 0 日 加入（変更）日：翌年 4 月 1 日 ※掛金口数変更も同じ申込期間に受け付けます。																	
加入資格	加入者は 1 コースのみ又は両コース加入することもできます。																	
加入資格	満 65 歳までに 10 年以上掛金を積み立て払い込みすることができる現職の加入者 (加入日現在満 55 歳未満の加入者)	満 65 歳までに 2 年以上掛金を積み立て払い込みすることができる現職の加入者 (加入日現在満 63 歳未満の加入者)																
掛金 払い込みと徴収	<p>掛金のお払い込み方法は、月払、半年払、加入時一時払、中途一時払（掛金積み立て払い込み期間中 1 回のみ）及び退職（脱退）時一時払があります。</p> <p>月払が基本ですが、各コースごとに①月払のみ、②月払と半年払の併用、③月払、月払と半年払の併用に加え加入時一時払、中途一時払（掛金積み立て払い込み期間中 1 回のみ）及び退職（脱退）時一時払による積み立て払い込みを行うこともできます。ただし、自由選択コースの月払掛金を全部減口（払い込み中止）している場合、中途一時払及び退職（脱退）時に一時払のお申し込みはできません。</p> <p>加入申込時に加入者が指定した本人名義の金融機関口座から、自動振替により収納代行会社の S M B C ファイナンスサービス（株）が徴収します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">払い込み方法</th> <th style="width: 15%;">1 口の金額</th> <th style="width: 15%;">加入できる口数</th> <th style="width: 55%;">振替日（振替日の 6 日が休業日の場合は翌営業日となります）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">月払</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> <td style="text-align: center;">2 口～250 口</td> <td style="text-align: center;">毎月 6 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半年払</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> <td style="text-align: center;">1 口～100 口</td> <td style="text-align: center;">1 月 6 日及び 7 月 6 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一時払</td> <td style="text-align: center;">100,000 円</td> <td style="text-align: center;">1 口～100 口</td> <td>加入時・中途：加入月の月払掛金と合算して振り替えます。 退職（脱退）時：脱退月の翌月 6 日。ただし振り替えられなかった場合は翌々月 6 日。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※月払・半年払掛金のうち、0.5%相当額を私学事業団の運営事務費に充てます。</p> <p>掛金の振替ができなかった場合の取り扱い</p> <p>① 翌月の振替日に当月分と前月分を合算して振り替えます。更に振替不能であった場合は翌々月の振替日に当月分、前月分、前々月分を合わせて振り替えます。</p> <p>② 掛金が 3 か月連続して振替不能だった場合は自動的に脱退となります。</p> <p>③ 加入申込して第 1 回掛金振替から起算して 3 か月分連続して振替不能だった場合は、加入取消となります。</p> <p>④ 退職（脱退）一時払については、2 か月連続して振替不能だった場合は、申込取消となります。</p>		払い込み方法	1 口の金額	加入できる口数	振替日（振替日の 6 日が休業日の場合は翌営業日となります）	月払	1,000 円	2 口～250 口	毎月 6 日	半年払	10,000 円	1 口～100 口	1 月 6 日及び 7 月 6 日	一時払	100,000 円	1 口～100 口	加入時・中途：加入月の月払掛金と合算して振り替えます。 退職（脱退）時：脱退月の翌月 6 日。ただし振り替えられなかった場合は翌々月 6 日。
払い込み方法	1 口の金額	加入できる口数	振替日（振替日の 6 日が休業日の場合は翌営業日となります）															
月払	1,000 円	2 口～250 口	毎月 6 日															
半年払	10,000 円	1 口～100 口	1 月 6 日及び 7 月 6 日															
一時払	100,000 円	1 口～100 口	加入時・中途：加入月の月払掛金と合算して振り替えます。 退職（脱退）時：脱退月の翌月 6 日。ただし振り替えられなかった場合は翌々月 6 日。															
脱 退	①退職したとき。② 払い込み途中で自己都合による脱退又は死亡したとき。③65 歳に達した日の属する月の末日。④掛金が 3 か月連続して未納になったとき。 ※加入者が任意継続加入者となったときは、任意継続加入期間は掛金の積み立て（払い込み）の継続ができますが、65 歳に達したときは掛金の積み立て（払い込み）満了となります。																	
掛金の積み立て（払い込み）満了	65 歳に達した日の属する月の末日をもって、在職中であっても掛金積み立て（払い込み）満了となります。																	
年金受給権 取得の繰延	税制適格コース・自由選択コースとも満 55 歳以上でそれぞれのコースの加入期間を満了し退職（脱退）したときは、希望により 10 年間（年単位）を限度として、年金受給権取得を繰り延べることもできます（遺族年金は除く）。																	

この資料は 2019 年 12 月時点の拠出型企業年金保険（Ⅱ）の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。お申込みにあたっては所定のパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）を必ずお読みください。
※上記の内容は、日本語版リーフレットの内容（制度の概要）を翻訳したものです。この保険制度は、日本の法律に基づき、日本の生命保険会社によって運営されています。

積立共済年金制度

拠出型企業年金保険（Ⅱ）



この資料は日本語の資料に基づき英訳したものです。掲載内容については細心の注意を払っておりますが、掲載内容の正確性および完全性などに関して法的責任は負いかねます。万が一、原文である日本語資料と当英語訳資料に相違があった場合、原本である日本語資料の内容が適用されます。

第一生命保険株式会社（事務幹事会社）は、掲載された内容の誤り、および掲載された情報に基づいて被ったいかなるトラブル、損失、損害について責任は負いかねます。

<制度のしくみと給付内容>

・税制適格コース

年金コース…確定年金

定められた期間、受給者本人の生存・死亡にかかわらず年金をお受け取りいただけます。

加入期間10年以上で、満55歳以上満60歳未満で退職（脱退）し確定年金を選択する場合、満60歳となるまで、年単位で年金の受け取りを繰り延べる必要があります。

◎10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金

…終身年金

保証期間中は受給者本人の生存・死亡にかかわらず年金をお受け取りいただき、保証期間経過後は、受給者本人生存の限り年金をお受け取りいただけます。

◎10年保証期間付終身年金、15年保証期間付終身年金

…夫婦終身年金

保証期間中は、受給者本人及び配偶者の生存・死亡にかかわらず年金をお受け取りいただけます。保証期間経過後は、受給者本人又は配偶者が生存している限り、年金をお受け取りいただけます。なお、受給者本人死亡後に配偶者が受け取る年金額は、保証期間中は本人と同額、保証期間経過後は、本人の6割となります。

◎10年保証期間付夫婦終身年金、15年保証期間付夫婦終身年金

※終身年金・夫婦終身年金は、加入者の死亡された時期によっては、年金受取累計額がお払い込み掛金累計額を下回ることがあります。

一時金…年金のお受け取りに代えて一時金のお受け取りができます。

・自由選択コース

年金コース…年金の種類は税制適格コースの年金にくわえ、5年確定年金があります。

終身保険コース…死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金と積立配当金（配当金が生じた場合）を受け取りいただけます。

解約した場合には、解約返戻金と積立配当金（配当金が生じた場合）をお受け取りいただけます。

※終身保険コースは、現在、新規のお取り扱いを停止しています。今後お取り扱いを再開する場合、私学共済ホームページ等でお知らせします。

医療保険コース…退職（脱退）後70歳まで医療保障が得られます。

※終身保険コース・医療保険コースは健康状態等によってはご加入できないことがあります。

一時金コース…一時金でお受け取りいただけます。

※掛金の積み立て（払い込み）期間によっては、積立金（年金原資・脱退一時金額）が払い込み掛金累計額を下回ることがあります。

配当金

年度の決算時に配当金が生じた場合は、配当金を積立共済年金加入者に分配します。

掛金積立・繰り延べ期間中は積立金に積み増し、年金受給中は年金に加算します。

決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。

年度途中で脱退された場合（死亡による脱退も含む）はその年の配当金はありません。